市街化調整区域の障害福祉施設の立地に係る取扱方針

1 定義

この方針において、「障害福祉施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児相談支援事業をいう。

2 総合支援法の基本理念

- ① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
- ② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- ③ 可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられること
- ④ 社会参加の機会を確保
- ⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥ 社会的障壁の除去

3 方 針

障害福祉施設の立地については、障害者総合支援法の基本理念に基づき、市街 化区域での立地を原則とするが、市街化調整区域での立地については、下記の要 件を満たす場合は、その立地を認めるものとする。ただし、他法に定めがある場 合はそれに従うこと。

(1) 共同生活援助以外

共同生活援助以外の事業所の立地については、下記のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 市街化区域から直線で 2km 以内の調整区域内の申請地
- ② ①の区域から幅員 4m 以上の道路で接道している申請地又はそれら幅員 4m 以上の道路から半径 100m 以内で幅員 2m 以上の道路で接道可能な申請地

(2) 共同生活援助

共同生活援助事業所については、上記の要件に加え、申請地から半径 500m 以内に 50 世帯程度以上若しくはコンビニ、スーパー等の生活必需品を取り扱う店舗等があること。

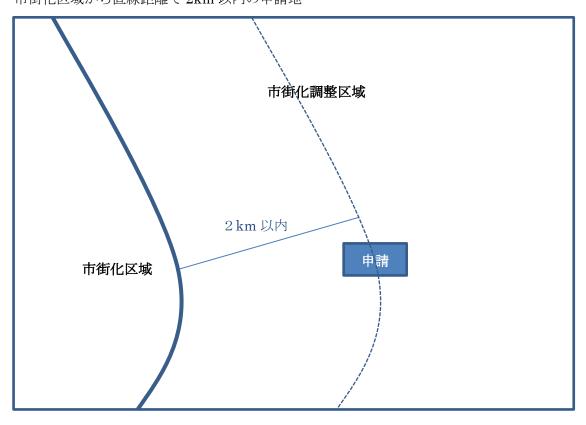
なお、いずれの場合も、共生社会の考えに則り、近隣住民や自治会等の理解を 申請者が得るものとする。

都市計画区域外(白地)の取扱い

都市計画区域外(白地)の土地については、地理的要件や現状の利用形態等に加え、障害者総合支援法の基本理念を鑑み、新たな事業所等の新設、増設については、原則認めない。(既存施設の改修は可)

なお、都市計画区域外での立地にかかる事案については、松山市社会福祉審議会(身体障害者福祉専門部会)に諮問し、判断するものとする。

① の考え方 市街化区域から直線距離で 2km 以内の申請地



② の考え方

上記①の区域から幅員 4m 以上の道路に接している (申請地 1) 又はその道路から半径 100m 以内で幅員 2m 以上の道路に接している (申請地 2) 申請地

